

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

令和3年1月12日

株式会社 あそしあ少額短期保険

令和3年1月7日からの大雪による災害により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。

担当窓口 : 0120-953-827

受付時間 : 月～金 午前9時半～午後5時 但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く

事故受付 : 0120-956-834

受付時間 : 24時間365日対応

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
秋田県	1月7日	横手市 (よこてし) 湯沢市 (ゆざわし) 大仙市 (だいせんし) 仙北市 (せんぼくし) 仙北郡美郷町 (せんぼくぐんみさとちょう) 雄勝郡羽後町 (おがちぐんうごまち) 雄勝郡東成瀬村 (おがちぐんひがしなるせむら)
新潟県	1月10日	長岡市 (ながおかし) 柏崎市 (かしわぎし) 十日町市 (とおかまちし) 糸魚川市 (いといがわし) 妙高市 (みょうこうし) 上越市 (じょうえつし)
富山県	1月9日	砺波市 (となみし) 小矢部市 (おやべし)

		南砺市 (なんとし) 氷見市 (ひみし)
福井県	1月9日	福井市 (ふくいし) あわら市 (あわらし) 坂井市 (さかいし)
福井県	1月10日	大野市 (おおのし) 勝山市 (かつやまし)

以上